

人委給第94号

平成29年10月13日

千葉県議会議長 小高伸太様

千葉県知事 鈴木栄治様

千葉県人事委員会

委員長 川野辺 二郎

## 職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条及び第26条の規定により、  
職員の給与について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙  
第2のとおり勧告するとともに、公務運営について別紙第3のとおり報告  
します。

## ( 目 次 )

### 別紙第1 職員の給与に関する報告

1	給与勧告の基本的考え方	3
2	職員の給与	4
3	民間給与の調査	4
4	職員の給与と民間給与との比較	4
	(1) 民間給与との較差	
	(2) 特別給	
5	物価及び生計費	5
	(1) 物価指数	
	(2) 標準生計費	
6	人事院の報告及び勧告の概要	5
7	本年の給与改定	6
	(1) 改定についての考え方	
	(2) 本年の給与改定	
8	住居手当	8
9	教員給与の見直し	9
10	再任用職員の給与	9
11	高齢層職員の給与	9
12	給与改定実施の要請	9

別紙第2	勧告	11
------	----	----

### 別紙第3 公務運営に関する報告

1	多様で有為な人材の確保	49
2	能力・実績に基づく人事管理	49
3	勤務環境の整備	50
	(1) 総実勤務時間の短縮	
	(2) 職員の健康管理	
	(3) 仕事と家庭の両立支援の推進	
	(4) ハラスメント防止対策	
4	高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）	53
5	臨時・非常勤職員制度への対応	54